

令和6年

上尾市教育委員会第1回臨時会 議案

議 案 名

議案第 4 号	令和 5 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出 について -----	1
議案第 5 号	令和 6 年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出につ いて -----	6
議案第 6 号	上尾市立平方北小学校再編検討協議会条例の制定に係 る意見の申出について -----	1 3
議案第 7 号	上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の 公務災害補償に関する条例の制定に係る意見の申出に ついて -----	1 6
議案第 8 号	上尾市民体育館条例及び上尾市平塚サッカー場条例の 一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について --	1 8
議案第 9 号	財産の取得に係る意見の申出について -----	2 0
議案第 1 0 号	財産の取得に係る意見の申出について -----	2 1

議案第4号

令和5年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

下記のとおり、令和5年度上尾市一般会計補正予算について、市長に意見を申し出る。

令和6年2月7日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛
記

1 歳入補正（教育関係）

款	項	補正額	補正前予算額	補正後予算額
15 国庫支出金	2 国庫補助金	△618 千円	16,026 千円	15,408 千円
17 財産収入	1 財産運用収入	3 千円	1 千円	4 千円
22 市債	1 市債	△10,300 千円	150,400 千円	140,100 千円

2 歳出補正（教育費）

款	項	補正額	補正前予算額	補正後予算額
9 教育費	1 教育総務費	△25,675 千円	1,256,824 千円	1,231,149 千円
	2 小学校費	△89,823 千円	1,193,363 千円	1,103,540 千円
	3 中学校費	△45,722 千円	680,556 千円	634,834 千円
	4 社会教育費	△22,594 千円	918,670 千円	896,076 千円
	5 保健体育費	△18,587 千円	2,572,097 千円	2,553,510 千円
	計	△202,401 千円	6,621,510 千円	6,419,109 千円

3 繰越明許費補正（教育費）

款	項	事業名	金額
9 教育費	5 保健体育費	学校給食費等保護者負担軽減事業	11,173 千円

提案理由

令和5年度上尾市一般会計補正予算（第11号）の教育に関する事務の部分の補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

(参考) 所属別事業別歳出補正額

● 教育総務課

(単位：千円)

事業名	補正額
学校施設更新計画推進事業	△9,500
12委託料	△9,500
民間スイミングスクールを活用した水泳授業モデル事業	△2,690
12委託料	△2,690
小学校管理運営事業	△80,713
10需用費	△61,839
12委託料	△6,018
14工事請負費	△12,856
小学校コンピュータ整備事業	△8,229
12委託料	△5,440
13使用料及び賃借料	△2,789
中学校管理運営事業	△29,447
10需用費	△27,413
12委託料	△1,253
13使用料及び賃借料	△781
中学校コンピュータ整備事業	△15,922
12委託料	△8,191
13使用料及び賃借料	△7,731

● 生涯学習課

(単位：千円)

事業名	補正額
学校施設開放(生涯学習)事業	△1,800
12委託料	△1,800
文化芸術振興事業	3
24積立金	3
公民館管理運営事業	△13,600
10需用費	△10,000
12委託料	△3,600
「上尾の摘田・畑作用具」展示施設整備事業	△5,567
12委託料	△5,567

● スポーツ振興課

(単位：千円)

事業名	補正額
スポーツ大会・教室等開催事業	△10,750
18負担金、補助及び交付金	△10,750

● 図書館

(単位：千円)

事業名	補正額
図書館施設管理事業	△1,630
10需用費	△1,630

● 学務課

(単位：千円)

事業名	補正額
小学校特別支援教育就学奨励事業	△881
19扶助費	△881
中学校特別支援教育就学奨励事業	△353
19扶助費	△353

● 指導課

(単位：千円)

事業名	補正額
教科用図書等整備事業	△500
12委託料	△500
指導方法改善事業	△9,171
12委託料	△9,171
中学生海外派遣研修事業	△2,305
12委託料	△2,305
児童生徒体力向上推進事業	△818
13使用料及び賃借料	△818
いじめ対策等生徒指導推進事業	△691
11役務費	△691

● 学校保健課

(単位：千円)

事業名	補正額
学校健康診断及び健康管理事業	△961
10需用費	△961
児童生徒安全推進事業	△792
10需用費	△792

通学路安全対策事業	△ 708
14工事請負費	△ 708
学校給食費支援事業	△ 16,549
18負担金、補助及び交付金	△ 4,336
19扶助費	△ 12,213
学校給食費等保護者負担軽減事業	11,173
10需用費	68
11役務費	327
18負担金、補助及び交付金	10,778

議案第 5 号

令和 6 年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出について

下記のとおり、令和 6 年度上尾市一般会計予算について、市長に意見を申し出る。

令和 6 年 2 月 7 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

1 歳入予算（教育関係）

款	項	令和 6 年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
14 使用料及び手数料	1 使用料	18,507 千円	16,544 千円	1,963 千円
15 国庫支出金	2 国庫補助金	14,489 千円	16,026 千円	△1,537 千円
16 県支出金	2 県補助金	40,548 千円	32,402 千円	8,146 千円
	3 委託金	400 千円	0 千円	400 千円
17 財産収入	1 財産運用収入	1 千円	1 千円	0 千円
18 寄附金	1 寄附金	1 千円	1 千円	0 千円
19 繰入金	1 基金繰入金	2,550 千円	2,409 千円	141 千円
21 諸収入	3 貸付金元利収入	4,698 千円	5,076 千円	△378 千円
	6 雑入	925,136 千円	925,467 千円	△331 千円
22 市債	1 市債	76,800 千円	90,400 千円	△13,600 千円

2 歳出予算（教育費）

款	項	令和 6 年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
9 教育費	1 教育総務費	1,635,924 千円	1,256,424 千円	379,500 千円
	2 小学校費	1,191,880 千円	1,168,923 千円	22,957 千円
	3 中学校費	599,908 千円	671,711 千円	△71,803 千円
	4 社会教育費	883,290 千円	855,101 千円	28,189 千円
	5 保健体育費	2,690,353 千円	2,487,177 千円	203,176 千円
	合計	7,001,355 千円	6,439,336 千円	562,019 千円

3 債務負担行為（教育関係）

事 項	期 間	限度額
上平中学校校舎等更新設計業務	令和7年度	87,673 千円
太平中学校・平方東小学校校舎等更新設計業務	令和7年度から 令和8年度まで	112,132 千円

提案理由

令和6年度上尾市一般会計予算の教育に関する事務の部分の編成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

(参考) 所属別事業別予算額 (職員人件費を除く)

● 教育総務課

(単位：千円)

事業名		令和6年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	教育委員会運営事業	4,627	4,606	21
2	教育委員会事務局事業	3,830	3,573	257
3	市費学校職員健康診断事業	432	432	0
4	学校環境美化推進事業	76,796	73,907	2,889
5	入学準備金・奨学金貸付事業	4,984	5,484	△500
6	学校施設更新計画推進事業	91,188	49,262	41,926
7	民間スイミングスクールを活用した水泳授業モデル事業	56,718	27,970	28,748
8	小学校管理運営事業	654,955	746,211	△91,256
9	小学校コンピュータ整備事業	449,025	336,013	113,012
10	緑のカーテン整備事業	596	592	4
11	小学校図書整備事業	13,471	13,235	236
12	小学校教育教材整備事業	18,911	18,589	322
13	中学校管理運営事業	338,433	359,275	△20,842
14	中学校コンピュータ整備事業	195,012	214,740	△19,728
15	中学校図書整備事業	10,389	10,747	△358
16	中学校教育教材整備事業	11,048	10,951	97

● 生涯学習課

(単位：千円)

事業名		令和6年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	人権教育推進事業	988	1,001	△13
2	社会教育委員会議運営事業	234	234	0
3	生涯学習指導者活動推進事業	323	322	1
4	社会教育団体等補助事業	608	608	0
5	家庭教育推進事業	210	210	0
6	二十歳のつどい事業	1,661	2,029	△368
7	学校施設開放(生涯学習)事業	3,936	3,232	704
8	文化芸術振興事業	752	752	0
9	美術展覧会事業	1,800	1,659	141
10	市民音楽祭事業	1,169	1,210	△41

事業名		令和6年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
11	上尾市ギャラリー管理運営事業	18,354	18,403	△49
12	大学等との連携による生涯学習推進事業	246	246	0
13	放課後子供教室運営事業	2,999	2,913	86
14	生涯学習課一般事務費	117	175	△58
15	公民館講座事業	3,304	3,249	55
16	公民館管理運営事業	130,779	142,132	△11,353
17	公民館運営審議会運営事業	156	156	0
18	人権教育集会所運営事業	1,239	1,278	△39
19	人権教育集会所管理事業	10,417	9,401	1,016
20	文化財調査・保存事業	1,845	1,934	△89
21	文化財保護審議会運営事業	114	114	0
	市制施行65周年記念民俗芸能公演事業	0	1,600	△1,600
22	埋蔵文化財調査事業	3,519	3,115	404
23	文化財保護啓発事業	717	805	△88
24	「上尾の摘田・畑作用具」保存活用事業	490	856	△366
	「上尾の摘田・畑作用具」展示施設整備事業	0	28,785	△28,785
25	歴史資料調査事業	485	1,084	△599
26	市史担当分室及び資料室管理事業	629	275	354

● 図書館

(単位：千円)

事業名		令和6年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	図書館運営事業	258,830	181,662	77,168
2	図書館施設管理事業	37,709	36,943	766
3	図書館資料整備事業	35,980	35,876	104
4	視聴覚ライブラリー事業	344	342	2
5	ICTを活用した上尾市史等発信事業	90	17,491	△17,401
6	子どもの読書活動支援センター運営事業	1,922	1,923	△1
7	ブックスタート事業	2,914	2,537	377
8	セカンドブック事業	3,792	60	3,732

● スポーツ振興課

(単位：千円)

事業名		令和6年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	スポーツ推進審議会運営事業	188	188	0
2	スポーツ大会・教室等開催事業	26,258	36,290	△10,032
3	学校施設開放(スポーツ振興)事業	22,935	20,707	2,228
4	スポーツ活動推進事業	5,290	6,072	△782
5	スポーツ交流事業	1,137	851	286
6	スポーツ振興課一般事務費	351	350	1
7	屋外スポーツ施設管理運営事業	18,267	18,496	△229
8	市民体育館・平塚サッカー場管理運営事業	67,570	60,000	7,570

● 学務課

(単位：千円)

事業名		令和6年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	通学区域検討事業	114	114	0
2	教職員人事及び就学事務事業	2,245	3,487	△1,242
3	通学区見直し区域登下校サポート事業	54	111	△57
4	教育関係団体振興推進事業	1,901	1,924	△23
5	外国人学校児童生徒保護者補助事業	96	168	△72
6	小・中学校業務改善支援事業	10,385	10,385	0
7	スクールロイヤー活用事業	1,337	0	1,337
8	小学校就学援助費補助事業	45,842	46,287	△445
9	小学校特別支援教育就学奨励事業	9,080	7,996	1,084
10	中学校特別支援学級設置事業	880	27,128	△26,248
11	中学校就学援助費補助事業	30,323	36,029	△5,706
12	中学校特別支援教育就学奨励事業	5,646	4,795	851

● 指導課

(単位：千円)

事業名		令和6年度 予算	前年度 予算額	比較増減
1	人権教育推進事業	1,367	1,271	96
2	学校教育支援事業	3,209	3,209	0
3	教科用図書等整備事業	8,135	7,701	434
4	指導方法改善事業	207,400	44,937	162,463
5	音楽会等開催事業	2,303	2,146	157

事業名		令和6年度 予算	前年度 予算額	比較増減
6	部活動地域移行推進事業	18,438	4,108	14,330
7	中学生海外派遣研修事業	21,403	18,536	2,867
8	児童生徒体力向上推進事業	5,161	5,736	△575
9	特別支援教育推進事業	239	240	△1
10	中学生社会体験チャレンジ事業	697	691	6
11	いじめ対策等生徒指導推進事業	6,299	6,282	17
12	学力向上支援事業	9,774	11,100	△1,326
13	幼稚園・保育所と小学校の連携推進事業	244	244	0
14	コミュニティ・スクール推進事業	2,065	1,806	259
15	英語教育推進事業	161,623	161,596	27
16	学校家庭連携推進事業	1,188	1,188	0
17	特別支援教育マイスター派遣事業	1,264	1,178	86
18	指導課一般事務費	114	114	0

● 教育センター

(単位：千円)

事業名		令和6年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	教育センター管理運営事業	639	601	38
2	さわやか相談室運営事業	166	167	△1
3	不登校対策事業	1,356	1,058	298
4	教育相談事業	247	247	0
5	就学支援委員会運営事業	561	480	81
6	いじめ根絶対策事業(相談事業)	147	142	5

● 学校保健課

(単位：千円)

事業名		令和6年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	要保護児童生徒医療費援助事業	126	105	21
2	学校健康診断及び健康管理事業	82,295	82,779	△484
3	教職員健康管理事業	20,037	16,534	3503
4	学校環境衛生検査事業	14,072	16,224	△2,152
5	保健室管理運営事業	4,369	4,427	△58
6	児童生徒安全推進事業	20,001	22,135	△2,134
7	学校安全パトロール事業	3,628	3,609	19

事業名		令和6年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
8	通学路安全対策事業	1,303	1,000	303
9	感染症対策等の学校教育活動継続支援事業	4,885	9,493	△4,608
10	学校保健課一般事務費	746	760	△14
11	学校給食費支援事業	97,602	100,511	△2,909
12	小学校給食室設備整備事業	43,378	41,307	2,071
13	小学校給食食器更新事業	13,311	0	13,311
14	小学校給食管理運営事業	691,646	607,066	84,580
15	小学校給食室衛生管理推進事業	32,588	32,615	△27

● 中学校給食共同調理場

(単位：千円)

事業名		令和6年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	調理場備品等整備事業	39,585	39,948	△363
2	中学校給食調理委託事業	282,078	228,866	53,212
3	中学校給食献立作成事業	138	138	0
4	中学校給食共同調理場管理運営事業	473,087	442,146	30,941

議案第 6 号

上尾市立平方北小学校再編検討協議会条例の制定に係る意見の申出について

上尾市立平方北小学校再編検討協議会条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

令和 6 年 2 月 7 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市立平方北小学校再編検討協議会条例

(設置)

第 1 条 上尾市学校施設更新計画基本計画（上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が上尾市立小・中学校の施設の更新に関し基本的な考え方を定めた計画をいう。）に基づき、上尾市立平方北小学校（以下「平方北小学校」という。）に関する学校規模の適正化について協議し、もって子供たちの学びに望ましい学校規模を実現するため、上尾市立平方北小学校再編検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、平方北小学校に関し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 学校の再編に関すること。
- (2) 通学区域の編成に関すること。
- (3) 児童の安全確保に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、学校規模の適正化に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 平方北小学校に在籍する児童の保護者
- (2) 平方北小学校の通学区域内に居住する未就学児童（小学校就学の始期に達するまでの子をいう。）の保護者
- (3) 平方北小学校の通学区域内に居住する者
- (4) 識見を有する者
- (5) 平方北小学校の校長及び教職員

(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第22号の2の次に次の1号を加える。

(22)の3 上尾市立平方北小学校再編検討協議会委員

別表第1の22の2の項の次に次のように加える。

22 の3	上尾市立平方北小学校再編検討協議	
	会	
	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円

（この条例の失効）

3 この条例は、協議会が平方北小学校に関する学校規模の適正化について必要な協議を終えたと決した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

提案理由

上尾市立平方北小学校に関する学校規模の適正化について協議し、子供たちの学びに望ましい学校規模を実現するため、附属機関として上尾市立平方北小学校再編検討協議会を設置することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

議案第 7 号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定に係る意見の申出について

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

令和 6 年 2 月 7 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 4 3 年上尾市条例第 7 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 4 3 号。以下この条及び次条において「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、市立学校（市立の小学校及び中学校をいう。）の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（次条において「学校医等」という。）の法第 3 条に規定する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

（通知）

第 2 条 学校医等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）が公務上のものであるときは、上尾市教育委員会（第 4 条において「教育委員会」という。）は、補償を受けるべき者に対して、その者が法によって補償を受ける権利を有する旨を通知しなければならない。

（補償の範囲、金額、支給方法等）

第 3 条 補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項については、この条例に定めるもののほか、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和 3 2 年政令第 2 8 3 号）の規定の例による。

（報告、出頭等）

第 4 条 教育委員会は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償

を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

(委任)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う対応の現状を踏まえ、学校医等の公務上の災害に対する補償に関する規定方法を見直すことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

議案第 8 号

上尾市民体育館条例及び上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する
 条例の制定に係る意見の申出について

上尾市民体育館条例及び上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例
 を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

令和 6 年 2 月 7 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市民体育館条例及び上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する
 条例

(上尾市民体育館条例の一部改正)

第 1 条 上尾市民体育館条例（昭和 5 4 年上尾市条例第 2 2 号）の一部を次
 のように改正する。

第 4 条第 1 項中「次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定
 めるところによる」を「午前 9 時から午後 9 時までとする」に改め、同項
 各号を削る。

(上尾市平塚サッカー場条例の一部改正)

第 2 条 上尾市平塚サッカー場条例（平成 1 7 年上尾市条例第 5 0 号）の一
 部を次のように改正する。

第 3 条中「午前 8 時から午後 9 時まで」を「午前 6 時から午後 9 時まで
 （教育委員会規則で定める期間にあっては、午前 8 時から午後 9 時まで）」
 に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 1 4 条関係）

利用区分／利用単 位			利用料金の額					
			早朝	午前 1	午前 2	午後	夜間 1	夜間 2
サ ッ カ ー 場	一般・ 学生	全 面	4, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円	7, 2 0 0 円	7, 2 0 0 円	4, 8 0 0 円	4, 8 0 0 円
		半 面	2, 4 0 0 円	3, 6 0 0 円	3, 6 0 0 円	3, 6 0 0 円	2, 4 0 0 円	2, 4 0 0 円
	児童・ 生徒	全 面	2, 4 0 0 円	3, 6 0 0 円	3, 6 0 0 円	3, 6 0 0 円	2, 4 0 0 円	2, 4 0 0 円
		半 面	2, 4 0 0 円	3, 6 0 0 円	3, 6 0 0 円	3, 6 0 0 円	2, 4 0 0 円	2, 4 0 0 円

		半 面	1, 2 00円	1, 8 00円	1, 8 00円	1, 8 00円	1, 2 00円	1, 2 00円
夜 間 照 明 設 備	全点灯		1時間につき1,600円					
	1 / 2 点 灯		1時間につき800円					

別表備考第1号中「午前1とは」を「早朝とは午前6時から午前8時までを、午前1とは」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の上尾市民体育館条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定は、令和6年4月1日以後の上尾市民体育館の施設等（新条例第2条第1号に規定する施設等をいう。以下同じ。）の利用について適用し、同日前の上尾市民体育館の施設等の利用については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の上尾市平塚サッカー場条例の規定は、令和6年4月1日以後の上尾市平塚サッカー場の利用について適用し、同日前の上尾市平塚サッカー場の利用については、なお従前の例による。

提案理由

上尾市民体育館及び上尾市平塚サッカー場の利用の促進及びサービスの向上を図るため、施設の利用時間等を変更することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

議案第 9 号

財産の取得に係る意見の申出について

下記のとおり小学校教師用指導書を取得することについて、市長に意見を申し出る。

令和 6 年 2 月 7 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 1 物品の数量 | 小学校教師用指導書 2, 824冊 |
| 2 取得の目的 | 小学校使用教科用図書の採択による買換えのため。 |
| 3 取得の方法 | 随意契約 |
| 4 取得価格 | 81,900,830円 |
| 5 契約の相手方 | 上尾市小泉五丁目31番地18
株式会社高砂屋書店上尾支店 |

提案理由

小学校教師用指導書を取得することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

議案第10号

財産の取得に係る意見の申出について

下記のとおり小学校教師用指導書を取得することについて、市長に意見を申し出る。

令和6年2月7日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

- | | | |
|---|--------|--------------------------|
| 1 | 物品の数量 | 小学校教師用指導書 1, 683冊 |
| 2 | 取得の目的 | 小学校使用教科用図書の採択による買換えのため。 |
| 3 | 取得の方法 | 随意契約 |
| 4 | 取得価格 | 47, 744, 510円 |
| 5 | 契約の相手方 | 上尾市宮本町5番18号
有限会社三協堂書店 |

提案理由

小学校教師用指導書を取得することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。